



彼岸花



編集発行人  
河合 孝彦  
税理士  
社会保険労務士  
〒910-0019  
福井市春山1丁目9番13号  
TEL 0776(22)0897(代)  
FAX 0776(27)6199  
<http://kawai.zei-mu.com>

## 9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月1日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 10月1日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月1日



9月

(長月) September

17日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	.	.	.	.	.	.

### 再チャレンジ支援

現在はフリーターだけど正社員として働きたい、事業に失敗したが再起したい等、人生の各段階で多様な機会が与えられ何度でも挑戦できるような仕組みを推進する政府の支援策。30~40歳程度の人にも国家公務員への就職機会が提供され、税務職についても試験を経て全国で50人ほどが来年4月から採用される予定です。

ワンポイント

# 老齢厚生年金の繰下げ受給制度

65  
70

平成十二年の年金制度改正において、六〇歳台後半の老齢厚生年金の受給権者に対し在職支給停止制度が導入されたことに伴い、老齢厚生年金の繰下げ受給制度が廃止されました。しかし、実際には六五歳以後も就労し続ける高齢者が増加し、リタイア後から年金の受給を希望する人が多いことから、老齢厚生年金を繰り下げて受給できる制度が新たに設けられて、平成十九年四月一日から実施されています。

以下、四月実施の老齢厚生年金の繰下げ受給制度のしくみ等について説明します。

Q1  
制度の概要

今年四月から実施されている老齢厚生年金の繰下げ受給制度について教えてください。

A 老齢給付は原則として六五歳から支給されますが、老齢厚生年金の受給権を有する人が、六六歳以後から年金を受け取りたい場合は、その希望する年齢から年金を受給することができま  
す。これを繰下げ受給制度といい、本来の老齢給付の額に一定額が加算されます。

なお、この繰下げ受給制度の適用を受けるのは、昭和十七年四月二日以後生まれの人です。

Q2

特別支給の老齢厚生年金を受給した人の制度利用

六五歳になるまで特別支給の老齢厚生年金を受けていた人も、繰下げの申出はできるのですか。

A 特別支給の老齢厚生年金の受給権は六五歳になると消滅し、新たにその二階部分である報酬比例部分は老齢厚生年金に、一階部分の定額部分は老齢基礎年金として受給権が発生します。したがって、特別支給の老齢厚生年金を受けていた人であつて

も老齢厚生年金の繰下げはできません。

Q3  
年金受給権者の繰下げ受給

受給権取得日から一年を経過した日（六六歳になった日）後に、たとえば夫が亡くなり遺族厚生年金を受けられるようになったときには、老齢厚生年金の繰下げの申出はできないのですか。

A 年金給付等の受給権者となった人でも老齢厚生年金の繰下げ受給の申出はできません。ただし、遺族厚生年金の受給権者となった日後に老齢厚生年金の繰下げ受給の申出をしたときは、受給権者となった日（繰下げ受給の申出をした日でなく、遺族厚生年金の受給権者となった日）に繰下げ受給の申出があつたものとみなされます（図1参照）。

繰下げ受給を希望する人が他の年金給付等の受給権者となった場合には、速やかに繰下げの申出をした方がよいでしょう。前掲のとおり申出が遅くなつて

も給付額は増えません。

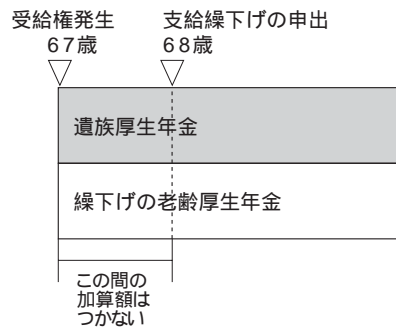


図1

65歳

Q4  
繰下げによる加算額

年金を繰り下げて受けると、年金額は増えるのですか。

A 老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り下げて受ける場合は、年金額が増えます。加算額は、生年月日により次のとおり異なります。

昭和十二年四月一日以前生まれの人

老齢基礎年金・老齢厚生年金ともに繰下げ（請求は一緒に行います）ができます。加算率は、年を単位に、繰下げの申出日に応じて一二％～八八％の範囲で定められています。

昭和十二年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた人

老齢基礎年金のみ繰下げの申出ができます。この場合の加算率は、と同様、年を単位に一二％～八八％です。

昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた人

老齢基礎年金のみ繰下げの申出ができます。この場合の加算率は、月を単位に、〇・七％刻みとなります。したがって、最大でも四二％で、前掲（八八％）の半分にも満たないこととなります。

昭和十七年四月二日以後生まれの人

老齢基礎年金と老齢厚生年金両方の繰下げの申出ができます。この場合、老齢基礎年金と老齢

厚生年金を一緒にもできません。老齢厚生年金単独でもできません。加算率は月を単位に〇・七％刻みです。

Q5

在職者の老齢厚生年金の繰下げ受給制度

六五歳以後在職する場合であつて、給与が高額で年金の全額が支給停止となる場合でも、老齢厚生年金の繰下げの申出はできるのですか。

A

給与が高額であるため、老齢厚生年金が全額支給停止になるなら、この際本年金を繰り下げて、本来の年金額に加算額を上乗せした額を受け取った方が得かもしれないと思ひ、繰下げの申出をすることはできません。ただし、六五歳から厚生年金保険の被保険者として在職している人が、たとえば七〇歳到達時に繰下げの申出をした場合であっても、加算額がつくのは一部でも老齢厚生年金が支給されている場合です。

ちなみに、六五歳から老齢厚

生年金の全額が支給停止となっている人が、七〇歳以後（年齢の上限はありません）も引き続き厚生年金保険の適用事業所に使用される場合には、その年金額と賃金に応じて老齢厚生年金の一部または全部が支給停止（今年四月から実施されている制度で、調整方法は、六〇歳台後半の在職支給停止制度と同じ）となります。

したがって、高齢者が、この間に亡くなった場合は、生涯において老齢厚生年金は全く支払われないこととなります。ただし、老齢基礎年金は支給されます。

Q6

在職支給停止による繰下げ加算額

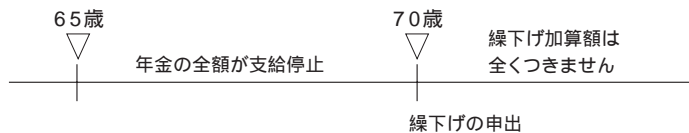
六五歳以後、在職支給停止により年金が支給停止となった場合の繰下げ加算額について教えてください。

A

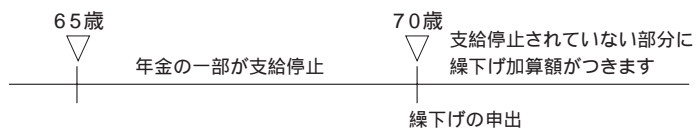
六五歳から七〇歳になるまでの間、老齢厚生年金が一部支給

図2

老齢厚生年金の全額が支給停止となっている場合



老齢厚生年金の一部が支給停止となっている場合



停止となつていた人と全額支給停止となつていた人が、七〇歳になったときに支給繰下げの申出をした場合の繰下げ加算額は図2のようになります。

なお、七〇歳になつたときに、老齢基礎年金の繰下げ受給の申出をした場合には、本来の年金額に四二％が加算されます。



## 日本人の平均余命（平均寿命）

厚生労働省がこのほど「完全生命表」を発表しました。今回は、平成17年の完全生命表で、同年国勢調査による日本人人口（確定数）、人口動態統計の確定数（平成17年死亡数・乳児死亡数、平成16年及び平成17年出生数）を基礎資料として作成されています。

これによると、平成17年における0歳の日本人の平均余命（平均寿命）は、男性78.56年、女性85.52年で、前回（平成12年）と比較して、男性は0.84年、女性は0.92年上回りました。また、20歳における平均余命は、男性59.08年、女性65.93年、65歳における平均余命は、男性18.13年、女性23.19年となり、各年齢とも調査実施ごとに延びています。

死亡率を前回生命表と比較すると、男女ともおおむね100歳以上を除きほぼ全年齢で改善されています。また、昭和22年の生命表以降と比較してみると、死亡率の減少率は特に0歳から10歳代、20歳代、30歳代と若青年層

で大きくなっています。

10万人の出生児が生命表上の年齢別死亡率にしたがって死亡していくとした場合の死亡数を見ると、死亡数曲線は男女とも10歳代前半から緩やかに上昇、以後、加齢に従って上昇速度を速め、男性では80歳代、女性では80歳代後半から90歳代前半にかけてピークを迎えた後、急速に下降しています。この死亡数曲線のピークは、死亡率の改善とともに、より高齢の方に移動していくのが一般的な傾向のようです。今回の生命表における死亡数のピークは男性85歳、女性90歳となっており、これも調査の回を追うごとに高齢に移動しています。

10万人の出生児が生命表上の年齢別死亡率にしたがって死亡していくとした場合の生存数を見ると、全年齢階級において毎回の調査ごとに増加し、寿命中位数（出生者の半数が生存すると期待される年数）は、今回の生命表では、男性81.56年、女性88.34年となり、これも回を追うごとに延びています。

## 雇用保険の様式が変更

本年10月から雇用保険に係る下記の様式が変更されます。

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届・氏名変更届
- 被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）
- 被保険者証再交付申請書
- 受給資格者証
- 高年齢受給資格者証
- 特例受給資格者証
- 公共職業訓練等受講届・通所届
- 公共職業訓練等受講証明書
- 受給期間延長申請書
- 受給期間延長通知書
- 払渡希望金融機関指定・変更届
- 就業手当支給申請書
- 再就職手当支給申請書
- 常用就職支度手当支給申請書
- 教育訓練給付金支給申請書
- 高年齢雇用継続給付支給申請書
- 被保険者60歳到達時等賃金証明書

## 雇用保険法施行規則の一部改正

雇用保険法施行規則の一部が改正され、実施されています。その内容の一部は、次のとおりです。

受給資格者が、受給期間内（離職日の翌日から一年間）に就職した後再び離職した場合であつて、その受給資格に基づく基本手当の支給日数が残っている場合は、その受給期間内であれば、残りの基本手当を受けることができます。この際離職票

を提出しますが、今年四月二十三日以降は、離職票に代えて「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも手続きができるようになりました。

自己都合により離職等し、給付制限を受けている受給資格者について、ハローワークでは職業紹介または職業指導を行うことになりました。